肢体不自由特別支援学校 保護者意見

小・中学校で実際的な教育を受けられるようにするためには、下記項目等、多岐にわたる条件と環境の整備が不可欠です。全ての種別の特別支援学校などで実態を十分に見学された上で、慎重に検討してください。

1 医療的ケア体制の用意

- ・ 知的障害を伴わない肢体不自由児にも、医療的ケアが不可欠なケースがあり、その対応が必要なこと。
- ・ 保護者の待機無しに、医療的ケア(注入・導尿・吸入・吸引)が実施できるようにするためには、小中学校に看護師を配置する必要があること。
- ・ 看護師の求人がかなり困難なこと(特別支援学校では求人に苦労している実態)。

(在籍校では109人が在籍し、医療ケア必要者が32人、常勤2+非常勤5人の看護師で対応)

2 自立活動の指導の確保

・専門的な指導 (呼吸リハ、座位の練習、歩行練習等)を確保するための人員配置が必要なこと。

3 対応可能なトイレの設置

一般の障害者トイレで対応できない実態の児童生徒が多数いること。(トイレ介助椅子等専用設備・備品、寝かせて介助を行うためのスペース他)

4 通学手段の確保

・車椅子、ストレッチャーごと乗車できるスクールバス等による通学手段を確保する必要があること。

5 個に応じた形態食の用意

・ 摂食機能に合わせた給食(形態食)の用意(4段階:初期・中期・後期・普通と除去食)。

6 障害のある児童生徒全員への対応可能な制度

- 一部の児童生徒だけが、インクルーシブ可能とならないような制度設計が必要なこと。
- ・ 同じ学校の中で、重度重複児をもつ保護者の負担が、他の健常児の保護者の負担が同程度と なるような制度設計が不可欠であること。

7 個々に応じた教育環境の総合整備

・ 個に応じた学校の設備・備品(トイレ、スロープ、エレベーター、横になれるスペース、自立活動室)、個に応じた自立活動用の設備・備品、個に応じた学習用の備品や教材および肢体不自由についての専門性ある人材(看護師、養護教諭、指導教員、OT/PT/ST等の専門家)の配置などの総合的な整備が具体的に就学・入学時決定時に確約されている必要があること。

8 訪問教育対象児童生徒への対応

訪問教育対象者への、実質的な教育機会の保障と対応できる教員を確保する必要があること。

9 重度障害者等への十分な対応

・ 重度化した肢体不自由校の現状を直視した十分な対応が必要なこと(肢体不自由校には、パラリンピックに出場できるような障害の程度の者は、ほとんどいない実態があること)。